

自動音声ガイダンスの試行運用について

令和 7 年 6 月 10 日警務第 100 号
警務部長から各所属長宛て

【概要】

本通達は、電話交換に係る業務の効率化、職員の負担軽減及び県民の利便性・行政サービスの向上を図ることを目的として、警察本部、青森警察署及び八戸警察署の代表電話に自動音声ガイダンスを導入し、試行運用することを示したものである。

1 試行運用期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から同年 9 月 30 日（火）までの間

2 運用する電話回線

- (1) 警察本部代表電話（017-723-4211）
- (2) 青森警察署代表電話（017-723-0110）
- (3) 八戸警察署代表電話（0178-43-4141）

3 運用時間帯

- (1) 警察本部
執務時間外（平日夜間（午後 5 時 15 分から翌午前 8 時 30 分まで）、休日等（年末・年始を含む。））
- (2) 青森警察署及び八戸警察署
24 時間

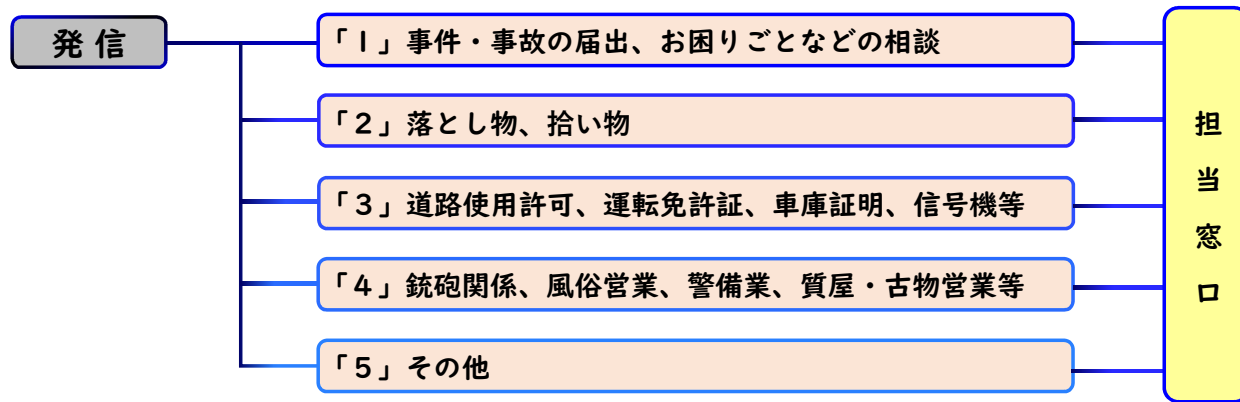
3 ガイダンスの内容

別紙のとおり

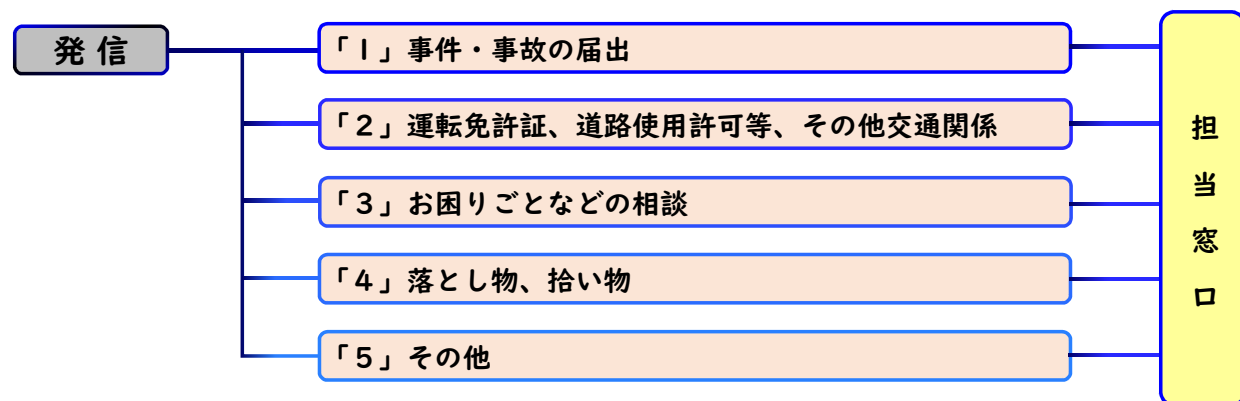
—— ガイダンス内容 ——

◎ 平日（８：３０～１７：１５）

青森警察署（☎０１７-７２３-０１１０）



八戸警察署（☎０１７８-４３-４１４１）



◎ 平日夜間（１７：１５～翌８：３０）

◎ 土日・祝日

警察本部（☎０１７-７２３-４２１１）、青森警察署及び八戸警察署

